

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

- 日程第1 議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第2 議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第3 議第62号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 議第64号 垂井町下水道条例の一部改正について

- 日程第6 議 第 6 5 号 町道路線の認定について
- 日程第7 議 第 6 6 号 町道路線の廃止について
- 日程第8 議 第 6 7 号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議 第 6 8 号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議 第 6 9 号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議 第 7 0 号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議 第 7 1 号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議 第 7 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第14 議 第 7 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第15 請 願 第 2 号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への請願
- 日程第16 議会議案第4号 T P P 協定交渉大筋合意に関する意見書について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、10番 後藤省治君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第62号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第62号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第64号 垂井町下水道条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第64号 垂井町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 条例の改正ということで、これについては何もないわけですが、参考に関連してお尋ねしたいわけですが、0.3から0.1ミリグラムになるということで規制が厳しくなるということですが、我が町で何かそれによって影響というか、変わる事等があれば教えてください。なければないということで、お願いします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） ただいまの富田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

垂井町では、トリクロロエチレンに関する排出基準につきましては平素管理しておりまして、浄化センターにおきましても年2回検査しておりまして、1つは脱水汚泥、もう1つは放流水等を検査しておりますが、両方とも基準を満たしておりますので問題ないというふうに考えて

おります。以上です。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 垂井町下水道条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第65号 町道路線の認定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第65号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第66号 町道路線の廃止について

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第66号 町道路線の廃止についてを議題といたします。
第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第66号 町道路線の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第67号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第67号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 既に御説明あったかと思うんですが、12ページの目3観光費の中で、説明の欄に関ヶ原古戦場史跡案内サイン設置工事とありますが、具体的に900万円ということですが、どのような御予定なのか。単なる案内看板なのか、説明書き等か、その辺のところをわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 富田議員からお尋ねがありました一般会計補正予算（第4号）のうちの観光費に係る部分でございます。

御質問にございましたとおり、関ヶ原合戦に係る看板をつけるものでございますけれども、この看板につきましては、垂井町内に関ヶ原合戦にかかわった陣跡が7カ所あります。ここらを中心に、まず主要な道路からここへ行くための誘導看板と、この陣跡にたどり着いたときに

見る案内看板、この2種類を考えております。

この900万円の中で、全て7カ所この予算でできるとは限りませんので、今後費用対効果を見て、優先順位をつけてやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） お尋ねをいたします。

補正予算書の4ページでございますけれども、事項別明細書の歳入の18繰越金、合計で3億4,746万3,000円という形になってきております。26年度決算時の実質収支は3億6,858万9,000円ということで、差し引き2,100万円余りの財源という形に繰越金はなっておるわけでございます。今後3月末までに、こういった暖冬の関係で大雪ということは予想はできないかもしれませんが、こういった形で、また予算を確保しなければならないというようなことも発生し得ると思っておりますけれども、入札残だとか、この段階でいろんな歳出の不用額、こういったものを精算されて、もう少し余裕のある状態にされてはと思うんですけれども、そこら辺の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 若山議員の、繰越金が底をつく中で今後の行政需要にどういったような対応をされていくかといったお尋ねでございます。

御案内のとおり、毎年の決算を見ておりますと、翌年度に繰り越す額につきましては、当初予算から比較いたしますと、逆に申しますと予算に合ったような支出の状況に近づきつつあるような状況でございます。それは、すなわち繰り越す額も減ってきておるといふ捉え方もございますが、仮に今後の12月以降に対します行政需要に応えるとするならば、場合によっては基金の取り崩し等を講じなければならないといった事態もあり得るということでございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 今の総務課長の答弁でございますけれども、ちょっと撤回をしていただきたいと存じますが、繰越金の支出についてもいわゆる予算の範囲内という言い方をされたわけですが、繰越金については、あくまでもそれは当初予算でいわゆる予算化するだけでありまして、既にもう款項目節の中で予算は組まれておりますので、その中で適正執行をしていただくというのが本意ではないかと思っておりますが、見解をお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

予算の執行につきまして、いかに適正にしていくかということ。適正であればあるほど、やはりその実質収支は減っていくといいますか、翌年に繰り越す分がなくなっていくという状況にあります。実際のところ、ここ数年、実質収支が毎年減ってきておるといえるか、厳しくなってきたような状況でございます。そういった中で、やはりしっかりと予算に対して適正に対応していくということがまず大前提でございますので、今議員がおっしゃいましたように、予算の執行に対していかに適正にやっていくかということが大事になってまいります。

一方で、今言いました財源がもしなくなってきた場合にどうするかということに対しましては、やはり今担当課長が申しましたように、財政調整基金でありますとか、そういった対応の中で取り崩すという形で補っていくということになります。

いずれにしても、組んだ予算に対して適正な執行ということが求められるわけでありまして、予算組みを適切にしていくことがまず第一かというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第68号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第9、議第68号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 国保会計につきまして1点お尋ねしたいことがあるわけですが、一般質問等にもございましたし、委員会等でお話もあったわけですが、保険料率について、担当課長はこのままという形でということをしてたしか明言されていたと思うんですが、町長は、公式の場ではないんですが、検討するようなことを言われている。この食い違いがあると思いますので、この場ではっきりとお尋ねしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一昨日の一般質問でも私は申し上げたつもりでございますけれども、国保税につきましては、今までにも上げたり下げたりという状況の中で安定運営を図ってきたところでございます。

昨今、やはり少し余裕があるという状況の中で、見直しということも一つの方向だというふうに思いますけれども、やはり最終的な年度の末においてどういう見込みが立つかと、そういった中でしっかりと検討するというところでございまして、担当課長も今、現状やはり厳しいという予想を持っておりますけれども、そういったことはしっかりと年度末の状況を見定めた上での判断になってくるものという思いで一昨日の一般質問では答弁をさせていただいたところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第69号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第10、議第69号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第69号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第70号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第11、議第70号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第70号 平成27年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第12、議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第71号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（丹羽豊次君） 日程第13、議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。
町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の栗田ゆかり氏の任期が平成28年3月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第14 議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（丹羽豊次君） 日程第14、議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の児玉信子氏の任期が平成28年3月31日をもって満了するのに伴い、後任として高木房子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第15 請願第2号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願

○議長（丹羽豊次君） 日程第15、請願第2号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 中村ひとみ君。

〔総務産業建設委員長 中村ひとみ君登壇〕

○総務産業建設委員長（中村ひとみ君） ただいま議題となりました請願第2号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本請願につきましては、今定例会第1日目の会議におきまして本委員会に付託された後、12月4日に委員会を開催いたしました。委員会では、請願の趣旨及び請願事項について慎重に審査をした結果、本請願の願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（丹羽豊次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

本請願に対する委員長報告は、これを採択するものとなっております。

お諮りいたします。

請願第2号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願は、これを採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（丹羽豊次君） 日程第16、議会議案第4号 TPP協定交渉大筋合意に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） TPP協定交渉大筋合意に関する意見書について説明いたします。

TPP協定交渉の大筋合意内容は農林水産分野の重要5品目のうち、米については、米国及び豪州に対する特別輸入枠の設定や、牛肉・豚肉等における段階的な関税削減・撤廃であった。

また、5品目以外の農林水産物は大半が関税撤廃となっており、安価な外国産農産物の輸入が県内農業生産や農村社会に深刻な打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

さらに、情報開示のないまま交渉が進められ、合意に至ったことはまことに遺憾であり、政府は、今回の合意内容と我が国農業に与える影響を精査した上で生産者に対する十分な説明を行うとともに、生産者の不安な声に耳を傾けるべきである。さらに、「再生産」を確実にするため、関連法制度の整備やそれに沿った予算措置など、万全な国内対策の確立が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し、下記事項を実現するよう強く要望する。

1. 米については、輸入米の拡大が主食用米の取引価格に影響が及ばないように措置を講じること。また、米の需給改善のため主食用米の消費拡大や飼料米等、非主食用米の利用拡大を図ること。

2. 野菜については、生産性や収益力向上のために万全な生産振興対策を講じること。

3. 畜産については、経営の継続・発展のための環境整備など生産基盤の維持確保が図られる対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年12月11日。岐阜県垂井町議会。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第4号 T P P 協定交渉大筋合意に関する意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成27年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時36分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 後 藤 省 治